

令和5年度 第1回 立川市通学路等安全推進会議

日 時：令和5年11月17日（金） 10:00～11:00

場 所：市役所 106 会議室

出席者：鈴木委員（立川警察署 交通課）

松村委員（立川市立小学校長会）

草間委員（立川市小学校PTA連合会）

大和田委員（市交通対策課） 川島委員（市交通対策課）

卯月委員（市道路課） 羽鳥委員（市道路課） 荻村委員（市道路課）

澤田委員（市学務課） 田中委員（市学務課）

事務局：新美（市学務課）

- 議事
1. 令和5年度通学路合同点検の内容及び対応について
 2. 個別の通学路関係問い合わせについて
 3. 電動キックボードについて
 4. 今後の予定について

議事要旨

会議座長である澤田委員（学務課長）より、今回会議の目的等について、下記のとおり挨拶があった。

・本会議は、平成26年度に市立学校の通学路等の安全確保に向けた取り組みを行うことを目的として設置されている。全国各地で登下校中における児童の事故が相次いで発生しているなか、市は平成30年度に作成した「立川市通学路安全プログラム」に基づき、3か年のサイクルで市内小学校19校の通学路合同点検を実施し、子どもの安全安心の向上に取り組んでいる。昨年度もガードレールの設置等の対策を行っているところであるが、児童の事故は無くなってはおらず、今年度も登下校時において、児童と車が接触する事故が起きている。事故を完全に防ぐということは難しいが、本日の会議では、通学路の課題について、情報共有を図り、何ができるのか、どうすれば安全を確保できるのかを協議していきたい。

1. 令和5年度通学路合同点検の内容及び対応について

事務局より、今年度の通学路合同点検の概要と主な対策事例を紹介した。

○第五小学校周辺の歩道橋と信号がある交差点についての対策検討事項

- ・横断歩道の幅が基準より長い場合、歩行者が車と衝突する危険性がある。そのため、横断歩道の幅を基準に合わせて短くする。
- ・歩道側信号について、歩行者が余裕をもって渡れるように切り替わりの間隔を長くする。

○第八小学校南側道路と栄町銀座通りについての対策検討事項

- ・通常スクールゾーンは入口のみにゾーンを表す路面標示がある。当該2箇所はスクールゾーンであるが、指定区域が広く設置されているため、入り口だけでなく、ゾーン途中にも何らかの標示等をする。
- ・その他、外側線の再塗装等。

○若葉台小学校西側丁字路についての対策検討事項

- ・すずかけ通りから左折して、当該丁字路に侵入する際に、曲がり角が滑らかとなっているため、スピードを落とさずに侵入しようとする車が多く危険であり、車が減速するように曲がり角を直角に近い形にする。

続いて、今年度の通学路合同点検では、車両通行者などの児童とは異なる観点による要望も出ていたことから、学校、PTAに対して、改めて点検の目的を周知することを事務局から伝えた。そして、対策箇所等について出席者より、意見をもらった。

- ・第五小学校周辺の歩道橋と信号がある交差点について、横断歩道の幅は既に対策済みであり、信号機の切り替わりの間隔については間隔を長くすると渋滞が懸念されることから今回は対策をせず、経過観察する。
- ・若葉台小学校西側丁字路の対策は、現在も継続検討中。
- ・第八小学校南側道路と栄町銀座通りについて、電柱にスクールゾーンと分かるような巻看板を数か所設置済み。外側線の再塗装等についても関係業者に指示済みあり、今年度中には対策完了予定。

議事要旨

- ・道路課での全対策検討箇所について、年度内には完了予定。看板への対策は既に完了しており、再塗装による対策についても業者に指示済みである。
- ・通学路合同点検において、学校、PTA から要望を出しているにもかかわらず、あまり変化がないように感じられる箇所がある。確かに、対策により通学路に看板が増えており、市ホームページに公開されている対策箇所一覧表を見ると、再塗装等の対策をしていることが分かるが、地域安全マップに注意喚起の文言を掲載して対策が終わっている箇所も多く、保護者からすると、対策されている実感が無い。そのため、大元の対策にはなっていないのではないか。
- ・学校、PTA からの要望に対して、市は対策困難で終わらせるのではなく、一度、試してみるということをしてほしい。
- ・市が対策をしている実感が無いという意見をお持ちの保護者は多いと思われる。一度試してみるという考え方も重要である。その上で、試したことによる影響や限られた予算のなかで対策すべき箇所の選定も考える必要がある。そのバランスを考えていることが保護者に上手く伝わっていないことが対策の実感が無い原因だと思われるため、点検におけるフィードバックの方法や、地域住民と市が協力して児童の安全を考えていける仕組み作りが出来ると良い。
- ・通学路合同点検後、保護者に対して対策の経過が上手く伝わっていないように思われる。
- ・保護者に対するフィードバックが上手くできていないことが課題として明らかになったので、学務課で案内方法等について検討していく。
- ・通学路合同点検では学校等からの要望を受けた箇所を対策するという受け身のやり方となっており、各校で安全に対する視点も異なっているため、対策の密度が異なっている。そのため、スクールゾーンはどのようなものかといった基本的な知識を関係機関で共有したうえで、立川市として通学路の安全確保に何が必要なのか基本的な基準を定めるべきであり、通学路合同点検では、各校の特性を踏まえ基本的な基準を上回る安全対策のあり方を考えるべきである。また、現在の安全対策は道路の安全対策に係る予算の範囲内で行っているが、通学路として基本的に必要な安全対策に係る予算は別途計上を考えるべきである。
- ・学校でも安全指導として、交通安全教室等を行っているが、道路が狭い等の児童が気を付けていても危ない箇所もあり、通学路合同点検時には、市が様々なバランスを考えて、対策を検討、経過を観察しているのは重々承知しているが、毎回、点検の際に同じ状況説明をしては意味がないため、まずは状況をしっかりと関係者に伝え、情報共有する。そして、対策困難のため、当該危険箇所を通学路から外す等の事情を踏まえた上での対策を建設的に話しあっていけるようになると良い。
- ・昨年度から点検箇所については、PDCA によって対策の進捗管理を行うという意識で取り組んでいる。対策箇所一覧表についても、進捗がより見えるような形で改善していく。

2. 個別の通学路関係問い合わせについて

学務課では、通学路合同点検とは別に、電話等で通学路についての問い合わせを受けており、個別の内容について、出席者と情報共有を行った。

- ・道路課では立川市内に 300 k m 程度の道路を管理している。路面標示が薄くなっている箇所等については、道路管理として適切でないため、通学路点合同点検による要望に限らず、適宜、対応をしている。立川市公式 LINE（ライン）では道路・公園不具合等連絡が可能となっており、連絡を頂いたものに対しても可能な限り速やかに対応をしている。

3. 電動キックボードについて

- ・立川市内でも電動キックボードが走行されており、なかには歩道を早い速度で走行する姿も見受けられ、子どもの被害等が気になる。
- ・今現在詳細までは把握できていないが、立川警察管轄内で子どもが大きな事故に遭うといった被害報告は受けていない。
- ・電動キックボードについて、シェアリングサービスを利用するの乗り方と個人で購入する等して乗る方法がある。2つの乗り方で法規制が異なっているが、6 km 以下で走行できる設備が備えられていない機材の場合には、どちらの乗り方でも、歩道を走行するというところは明確に違反となっている。
- ・立川市では電動キックボードのシェアリングサービスとして株式会社 BRJ 社が「BIRD（バード）」というサービスを展開している。交通対策課もオブザーバーとして参加している立川市商工会議所主催の「Maas 推進協議会」での報告によると、立川市のサービス圏内では今まで事故は無く、軽微な違反が1件のみであると聞いている。
- ・また、「BIRD」サービスはGPS機能を用いて走行場所を制限できるようになっていると聞いており、子どもへの配慮についても今後のMaas 推進協議会にて確認していきたい。
- ・GPS機能のような安全対策はMaasを進めるにあたって有効なものであり、サービスはこれからもより普及していくものだと感じられる。
- ・今年度、立川警察署と株式会社 BRJ の合同で電動キックボードの安全啓発等に関するイベントも開催した。

4. 今後の予定について

今年度の会議については、今回の第1回のみであるが、緊急時には臨時で開催する場合もある。

議事録について、出席者の内容確認後に市ホームページに公開をする。市ホームページ公開中の令和5年度通学路合同点検一覧表についても、年度末頃に、対策の進捗状況を関係機関に確認した後、更新をする。